

議 案 第 93 号

松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

競輪場内への入場を無料とすることにより、入場者の増加を図るため。

## 松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

松戸市自転車競走実施条例（昭和37年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法及び同法施行規則」を「法及び自転車競技法施行規則」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「20円以上において市長が定める額」を「無料」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が定める施設の入場料の額は、市長が定める額とする。

第5条中「行なう」を「行う」に、「券面全額」を「券面金額」に改める。

第7条中「競輪の公正および」を「、競輪の公正及び」に改める。

第8条中「、その他」を「その他」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。